

令和 6 年第 2 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 6 年 3 月 8 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 6 年 3 月 8 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（16 名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	橋 井 肇 君
2 番	宮 本 彰 君	3 番	西 山 優 君
4 番	狩 野 雄 二 君	5 番	坂 田 栄 一 君
6 番	田 中 伸 武 君	7 番	山 口 晃 司 君
8 番	二 見 伸 吾 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	15 番	益 田 芳 子 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1 名）

14 番 齋 藤 昇 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

- 5 第 3 号議案 令和 5 年度府中町一般会計補正予算（第 9 号）
- 6 第 4 号議案 令和 5 年度府中町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 7 第 1 1 号議案 府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 8 第 1 4 号議案 府中町特別職の職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の退職手当に関する条例の廃止等について
- 9 第 1 5 号議案 府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 1 0 第 1 6 号議案 府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 1 1 第 1 7 号議案 府中町営住宅入居者選考委員会設置条例の制定について
- 1 2 第 1 8 号議案 府中町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について
- 1 3 第 1 9 号議案 府中町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について
- 1 4 第 2 2 号議案 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 1 5 第 2 3 号議案 府中町火入れに関する条例及び府中町印鑑条例の一部改正について
- 1 6 第 2 5 号議案 財産の取得について
- 1 7 第 2 6 号議案 指定管理者の指定について
- 1 8 第 2 7 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 1 9 第 2 8 号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 2 0 第 2 9 号議案 教育長任命の同意について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐 藤 信 治 君
副 町	長	齋 藤 哲 也 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	増 田 康 洋 君
財 務 部	長	胡 子 幸 穂 君

福 祉 保 健 部 長	山 西 仁 子 君
町 民 生 活 部 長	森 本 雅 生 君
建 設 部 長	井 上 貴 文 君
消 防 長	新 宅 和 彦 君
教 育 部 長	榎 並 隆 浩 君
危 機 管 理 監	屋 敷 学 君
総務企画部次長兼情報管理課長	岩 崎 雅 男 君
財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	中 本 孝 弘 君
福祉保健部次長兼高齢介護課長	藤 永 美 香 君
町民生活部次長兼自治振興課長	谷 口 充 寿 君
建設部次長兼職都市整備課長	磯 亀 智 君
総 務 課 長	宮 脇 理 恵 君
税 務 課 長	藤 田 正 明 君
福 祉 課 長	箱 田 進 一 君
子 育 て 支 援 課 長	塩 月 久美子 君
健 康 推 進 課 長	平 岡 直 美 君
住 民 課 長	岩 井 彰 君
環 境 課 長	砂 崎 勇 介 君
下 水 道 課 長	岡 村 紀 行 君
建 築 課 長	原 田 司 君
区 画 整 理 課 長	長 岡 広 憲 君
維 持 管 理 課 長	谷 口 洋 二 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開会 午前 ９時３１分）

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１６名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたして

おります。よって、令和6年第2回府中町議会定例会を開会します。

(開議 午前 9時31分)

○議長(梶川三樹夫君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番西山議員、4番狩野議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。
それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

昨年の12月定例会以降、12月22日と、本年2月26日に安芸地区衛生管理組合議会定例会が開催され、出席をしております。

12月22日の定例会では、専決処分の報告や承認、令和4年度の決算認定、補正予算などが提出され、審議を行っています。

また、2月26日の定例会では、条例の一部改正、来年度予算などが提出され、審議を行っております。

詳細につきましては、この後、町長から行政報告がありますので、省略をさせていただきます。

続いて、１２月２５日に府中町議会議員政治倫理条例の政治倫理基準に違反する疑いが田中議員にあるとして、二見議員を代表とする計９名の議員から審査請求の提出を受けました。

これに対し、議会運営委員会委員を委員に充てた政治倫理審査会を設置しております。

政治倫理審査会からは、４度の審査会を経て、２月１４日に審査結果の報告を受けました。審査会の報告は、田中議員の府中町議会議員政治倫理条例第３条第１項及び同条第４項に違反する事実を認め、必要と認める措置の勧告を受けており、本定例会においても審議をする予定です。

続いて、１月５日に広島県町議会議長会が開催され、議会報研修会と自治功労者等表彰と広島県町議会議員研修会に関するについて、協議等を行っております。

１月２４日の議会報研修会と、２月２２日の表彰と研修会につきましては、皆さんも出席いただいておりますので、省略をさせていただきますが、当町議会から山口議員と西議員が在職１５年以上ということで、全国町村議会議長会の自治功労者表彰を受けておられました。おめでとうございます。

続いて、２月９日、府中・坂地区水道整備協議会が開催されました。こちらにつきましても、後ほど町長から報告がございますので省略をさせていただきます。

最後に、議員の皆様は御存じと思いますが、川上翔一郎議員から、１月３０日に議員の辞職願の提出を受けております。閉会中でありましたので、私のほうから同日付で許可をしております。

また、こちらも閉会中ということで、川上議員の辞職に伴い、２月１５日付で狩野議員を議会運営委員会委員に指名しております。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いします。

○７番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、２月２６日に委員会と協議会を開催しております。

委員会では、町長、教育長からの報告を受けた後、組織機能に関する事務調査として、交際費の支出についての調査をしております。その後に協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けました。

また、委員会を再開し、来年度に行う予定の行政視察について、御希望を伺うなどを行っております。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 厚生委員会、木田委員長、お願いします。

○18番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和5年12月定例会以降、1月31日に委員会を、2月27日に委員会並びに協議会を開催しております。

1月31日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、府中町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）と、府中町第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）について説明を受けました。

また、令和7年度からの事業実施に向けて準備作業を進めている重層的支援体制整備事業の進捗状況について報告を受けました。

2月27日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、2件の工事請負契約の締結の報告についてと、工事請負変更契約の締結の報告について説明を受けております。

そのほか、行政視察の大まかな日程調整を行っております。また3月定例会前ということで協議会に切り替えて、提出予定の案件について説明を受けました。

なお本会議から、当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 建設委員会、力山委員長、お願いします。

○12番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

令和5年12月定例会以降、令和6年2月28日に委員会並びに協議会を開催しております。

2月28日の委員会では、川上議員の議員辞職に伴い、副委員長が欠員となりましたため、冒頭に副委員長の互選を行い、益田委員が副委員長に選任されました。

その後、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査について、工事請負契約の締結の報告として、府中小学校教室増設工事の1件、工事請負変更契約の締結の報告として、道路新設改良工事（青崎25号線）、橋りょう長寿命化改修工事、道路維持補修工事（町道補修修繕工事）、府中町内県道・町道等維持補修の4件について説明を受けました。

そのほか、行政視察の大まかな日程調整を行っております。

また、3月定例会前であるため協議会に切り替え、3月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 議会運営委員会、西委員長、お願いします。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は12月定例会以降、2月14日と一昨日の3月6日に委員会を開催しております。

2月14日の委員会では、政治倫理条例に基づく審査会勧告の取扱いについてと、20日に行われる全員協議会で報告した、府中町議会議員の請負の状況の公表に関する条例等についてを委員会の中で確認しております。

一昨日、委員会においては陳情の報告や、本定例会の会期決定などを行ったほか、先ほども触れましたが、府中町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案をまとめ、定例会に提出させていただこうと考えております。

また、政治倫理審査会が議長に対して勧告した措置についても、議員提出議案として提出する予定でございます。

次に、議会をタブレット端末の導入・活用について、今後の予定や、先に当委員会で決めておりました議会運営等に関する申合せ事項の公表について確認しております。

なお、今定例会で、府中町議会議員の請負の状況の公表に関する条例が可決されましたら必要となる当該条例の施行規程について、委員会で決定をしております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 議会報特別委員会、三宅委員長、お願いします。

○ 13 番（三宅健治君） 皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、議会報特別委員会は12月12日の定例会閉会后、12月22日、1月12日及び昨日3月7日の4回開催しております。

12月12日の委員会では、議会だより（第172号）の執筆者や、発行までの日程を確認しました。

12月22日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行いました。

1月12日の委員会では、初校により、見出しや記事の内容などを校正しました。

また昨日3月7日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより（第173号）の編集に向けて、執筆者の決定や、発行までの日程調整などについて協議しました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、監査委員報告をお願いします。

児玉監査委員。

○ 17 番（児玉利典君） おはようございます。それでは監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和5年11月分を12月20日に、12月分を令和6年1月19日に、令和6年1月分を2月21日に、代表監査委員、土井精二並びに監査委員の児玉利典両名で実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、令和5年度第2期定期監査を令和5年10月16日から令和5年12月5日までの間、実施いたしました。

監査の方法ですが、建設部都市整備課を対象に、令和5年度に属する財務に関する事務について、事務処理が適正に行われているか、関係書類を照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、財務に関する事務について、おおむね適正に処理されておりました。

以上で、監査報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

木田議員。

○18番（木田圭司君） 改めまして皆さん、おはようございます。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告をさせていただきます。

令和6年2月13日に令和6年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され出席いたしましたので報告をいたします。なお以下、広島県後期高齢者医療広域連合をそれぞれ省略して報告をさせていただきます。

今回の定例会では、議案が6件ありました。内容は、条例改正1件、規約変更1件、予算関係4件です。

詳細は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更、令和5年度一般会計補正予算第2号及び医療特別会計補正予算第2号、令和6年度一般会計予算及び医療特別会計予算についてです。

このうち、広島県市町総合事務組合の規約変更に係る議案については、当町が申請した退職手当の支給に関する事務の共同処理に関するもので、原案どおり可決いたしました。また、その他の全議案についても原案どおり可決となりました。

なお、令和6年度の歳入歳出予算は、一般会計の予算総額は歳入歳出それぞれ17億7,590万1,000円、医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,759億7,654万6,000円です。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上をもって諸報告を終わります。

日程第4に入る前に、しばらく休憩いたします。

9時55分から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時52分）

（再開 午前 9時56分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第４、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆様、おはようございます。

町長報告の行政報告を３点させていただきます。

１点目は、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてでございます。

安芸地区衛生施設管理組合議会定例会では、令和５年１２月府中町議会定例会以降、組合定例会は２回開催されておりますので、その２回分報告をいたします。

まず１回目は、令和５年１２月２２日に開催された令和５年第３回定例会です。

議案は、副管理者の選任、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更の専決処分の報告です。それと職員の給与に関する条例、組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正の専決処分の承認、令和４年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算の認定、令和５年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算（第１号）、令和５年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第１号）の８件で、全て同意、承認、可決をいたしました。

令和４年度決算認定の概要を申し上げますと、各会計歳出歳入決算は、一般会計、これはし尿処理に関するものでございますが、歳入が５億４，７４５万９，９０９円、歳出が５億１，８２１万９，１８５円で、差引き２，９２４万７２４円の剰余でありました。

特別会計は、これはごみ処理に係るものでありますが、歳入が１１億８，３８９万７４１円、歳出が１１億４，４７１万１，１３８円で、差引き３，９１７万９，６０３円となり、各会計とも前年度に引き続き黒字決算でございます。

令和５年度の一般会計及び特別会計補正予算は、今申し上げました令和４年度決算剰余金の繰越金の歳入の増額、負担金の減額、歳出では、業務入札執行残を受けての減額、派遣職員の減による負担金の減額及び修繕料の増加に伴う需用費の増額といった補正でございました。

続きまして、２回目の令和６年２月２６日開催の令和６年第１回定例会でございます。

議案は、安芸地区衛生施設管理組合監査委員条例及び管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正、組合経費の関係市町の負担金の負担方法、令和6年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算、令和6年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算の5件で、全て可決をいたしました。

令和6年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、従前どおりでございまして、本年度の変更はございません。

令和6年度一般会計予算は、歳入歳出とも5億5,150万3,000円で、前年度比74万3,000円、率にして0.1%の増額です。

令和6年度特別会計予算は、歳入歳出ともに11億9,918万4,000円で、前年度比2億3,831万2,000円、率にして16.6%の減額です。

減額の主な要因は、令和3年度事業完了により、地元対策費負担金が減額したことでございます。

以上が、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてでございます。

2件目は、府中・坂地区水道整備協議会について報告をいたします。

令和6年2月9日に、令和5年度府中・坂地区水道整備協議会に出席をいたしました。議題は2件です。

1件は、令和6年度広島市水道事業会計当初予算（案）の概要についてでありまして、収益的支出と資本的支出を合わせた予算規模は、393億1,353万円、前年度と比較して6億2,896万円の減額、率にしますと1.6%減少ということでございました。

2件目は、令和6年度府中地区水道施設整備計画であります。

総事業費は6億2,631万5,000円で、瀬戸ハイム第一ポンプ所新築工事や桜ヶ丘の府中配水池土壌汚染状況調査業務、令和3年12月末をもって廃止となった府中浄水場の施設撤去設計業務などがございます。整備計画書を皆様のお手元に配付しておりますので、御覧いただければと思います。

以上が、府中・坂地区水道整備協議会についてでございます。

3点目でございますが、令和6年2月19日に開催されました令和6年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会に出席をいたしましたので、御報告します。

複数の議案を審議をいたしました。その中で府中町の退職手当支給事務を、令和

6年4月1日から新たに共同処理するための関連議案が上程され、全会一致で可決されました。

昨年来の本町の意向が実ったわけですが、これを受けて、本町での最終調整として、本町の特別職・一般職の退職手当を廃止する条例を、皆様のお手元にございますとおり、本定例会に提出をしておるところでございます。

以上、3点の報告であります。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 1つは、安芸地区衛管の中で、ちょっと分からなかったんで概略を教えていただきたいんですが、管理者の損害賠償の免責についての何か規約ですか、条例ですか、変更があったとお聞きしたんですが、これは概略でいいのですがどういった中身なのか。ひょっとして庄原のバイオマス訴訟で市長が損害賠償裁判で負けたりするわけですが、その影響があるのかどうか。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

先ほど田中議員からの御質問でありました件なんですが、改正事項に関しましては、地方自治法の一部改正に伴って、ある意味、条文の条ずれを修正するという改正でございますので、御質問の内容は特にございませぬ。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 分かりました、ありがとうございます。大したことなくてよかった。

今度、府中・坂水道協議会に関連しての件で、桜ヶ丘の例の上水道の廃止についてですが、撤去の工事が今からということですが、跡地利用についての情報なりあるいは意見なり、あるいは府中からの要望なり、そういった件についての情報があれば教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

今、田中議員の御質問で桜ヶ丘の跡地利用ということでございましたが、本協議会で特にそういった御報告もございませんでした。その協議会において、町で特に要望したということはございません。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

1 1 番寺尾議員。

○1 1 番（寺尾光司君） 同じところで跡地利用計画なんですけど、久しぶりに清水ヶ丘の上のほうに上がって、上から浄水場が見えるんですけど、以前は水をたたえたプールが4つぐらいあったんですけど、今それが全て土砂で埋められて利用されていないということで、今後撤去されるということだということなんですけど、貴重な公有地ですよ、そういう水道の事業用地ということだと思うんですけど、今後使われないということなんで、町としても、それはしっかり利用についてですね、しっかり協議の場を得るような対策、要は町として、跡地についてももしっかり意見を言っていくというような検討をしていただきたいというふうに思います。何か具体的な動きか、町として具体的な考え方があればちょっと教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。寺尾議員のほうから御要望を賜りました。

今現時点で具体的に町のほうで跡地利用等に対しての要望というのをまとめたものというのはございませんので、この御意見も踏まえまして町の内部のほうで要望できることがないか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかにないようでございますので、行政報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第5、第3号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第3号議案 令和6年3月8日提出。

令和5年度府中町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度府中町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億2,609万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216億2,011万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

第3号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算（第9号）について、補足して説明します。

それでは第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

8ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出・民生費の補装具等給付事業及び障害者福祉サービス事業の特定財源で、3,732万1,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、障害児施設給付費等負担金は、歳出・民生費、障害児通所支援事業の特定

財源で、396万2,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、保育所運営費負担金は、歳出・民生費、私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、3,154万7,000円の増額補正です。負担率は記載のとおりです。

続いて、施設型給付費負担金は、歳出・民生費、施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、268万3,000円の増額補正です。負担率は記載のとおりです。

項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、歳出・総務費の住民基本台帳等事務事業、戸籍事務事業及び証明書等コンビニ交付事業の特定財源で、1,232万8,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

目 土木費国庫補助金、道路新設改良費補助金は、歳出・土木費、道路新設改良事業の特定財源で1,210万円の増額補正です。補助率は100分の55です。

続いて、橋りょう長寿命化事業費補助金は、歳出・土木費、橋りょう長寿命化事業の特定財源で、727万6,000円の増額補正です。補助率は100分の55です。

続いて、土地区画整理事業費補助金は、歳出・土木費、向洋駅周辺土地区画整理事業の特定財源で、2億2,742万6,000円の増額補正です。補助率は2分の1、一部100分の55です。

款 県支出金、項 県負担金、次の9ページになりますが、目 民生費県負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出・民生費の補装具等給付事業及び障害福祉サービス事業の特定財源で、1,866万円の増額補正です。負担率は4分の1です。

続いて、障害児施設給付費等負担金は、歳出・民生費、障害児通所支援事業の特定財源で、198万1,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

続いて、保育所運営費負担金は、歳出・民生費、私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、1,190万9,000円の増額補正です。負担率は記載のとおりです。

続いて、施設型給付費負担金は、歳出・民生費、施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、126万1,000円の増額補正です。負担率は記載のとおりです。

項 県補助金、目 民生費県補助金、乳幼児医療費補助金は、歳出・民生費、子ども医療費給付事業の特定財源で、454万円の増額補正です。補助率は、補助対象である未就学児医療費部分に対し、2分の1です。

続いて、施設型給付費補助金は、歳出・民生費、施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、19万円の増額補正です。補助率は補助対象事業費の2分の1です。

続いて、安心こども基金特別対策事業費補助金は、歳出・民生費、子ども家庭総合支援拠点事業の特定財源で、２４２万７，０００円の増額補正です。補助率は６分の５です。

款 寄附金、項 寄附金、目 指定寄附金、ふるさと応援寄附金は、２９０万円の増額補正です。令和５年度のふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税ですが、この額が当初予算を上回ったため増額するものです。歳出・総務費、ふるさと応援寄附金事業に充当し、まちづくり振興基金に積み立てます。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、１億１，０９８万２，０００円の増額補正です。

款 町債、次の１０ページになります、項 町債、目 土木債、道路新設改良事業債は、歳出・土木費、道路新設改良事業の特定財源で、９９０万の増額補正です。起債充当率は１００％です。

続いて、橋りょう長寿命化事業債は、歳出・土木費、橋りょう長寿命化事業の特定財源で、３６０万円の増額補正です。起債充当率は１００％です。

続いて、向洋駅周辺土地区画整理事業債は、歳出・土木費、向洋駅周辺土地区画整理事業の特定財源で、２億１，５１０万円の増額補正です。起債充当率は１００％です。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業債は、歳出・土木費、広島市東部地区連続立体交差事業の特定財源で、２５０万円の増額補正です。起債充当率は９０％です。

続いて、県施行街路事業負担金事業債は、歳出・土木費、県施行街路事業負担金事業の特定財源で、５５０万円の増額補正です。起債充当率は９０％です。

１１ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 人事管理費、職員給与費事業（人事管理費）は、４，６６３万３，０００円の増額補正です。早期退職者３名分の退職手当を増額補正するものです。

目 財政管理費、ふるさと応援寄附金事業は、３２３万４，０００円の増額補正です。歳入の補正予算で増額したふるさと応援寄附金をまちづくり振興基金に全額積み立てるため、積立金を２９０万増額します。

また、ふるさと納税支援業務委託料、これはポータルサイト事業者の委託料ですが、

この委託料を１５万４，０００円。ふるさと魅力発信事業負担金、これは返礼品事業者に対する返礼品の代金等ですが、これを１８０万円増額するものです。いずれも寄附金額の増額に伴い、当初の見込みを上回ったものです。

ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、原則として収入のあった寄附金を一旦まちづくり振興基金に積み立て、翌年度以降の歳出において、寄附者の希望に添う事業に充当しています。

目 諸費、過誤納還付金事業は、１５６万円の増額補正です。令和４年度の障害者医療費国庫負担金について、事業費確定による精算に伴い、返還金が生じたものです。

１２ページです。

項 徴税費、目 賦課徴収費、町税賦課事業は、９７万４，０００円の増額補正です。個人住民税の特別徴収税額通知については、令和６年度から電子化対応予定として、システム改修を実施しているところですが、通知書の再出力処理に係る機能が追加で必要となったため、その経費を増額するものです。

１３ページです。

項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は９５０万円の増額補正、戸籍事務事業は２９２万６，０００円の増額補正、証明書等コンビニ交付事業は１８８万１，０００円の増額補正です。

住民票、戸籍付票等及び証明書等のコンビニ交付における氏名の振り仮名対応のためのシステム改修を行う経費です。

国の標準仕様書の公表が令和６年１月となったため、補正予算で対応します。特定財源として国庫補助金が充当されます。

１４ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 障害福祉費、精神障害者通院医療費助成事業は、１２２万２，０００円の増額補正です。

精神障害者通院医療費助成金において、自立支援受給者数の増加により、医療費助成金の不足が見込まれるため、増額補正するものです。

続いて、地域生活支援事業は、１７９万７，０００円の増額補正です。障害児・者日常生活用具給付費や移動支援費等が当初の見込みを上回りました。日常生活用具給付費では、ストマ装具などの助成額が増加したため、移動支援費等では、新型コロナウイルス感染症が５類移行したことで、外出機会が増えたことなどで、当初予算を上

回る見込みとなり増額するものです。

続いて、補装具等給付事業は、１１８万２，０００円の増額補正です。重度障害者の意思伝達装置など、高額な用具の支給が複数あったことから、事業費が当初の見込みを上回り、増額補正するものです。特定財源として国・県負担金が充当されます。

続いて、障害福祉サービス事業は、７，３５５万８，０００円の増額補正です。今年度当初予算は昨年度実績を上方修正して計上していましたが、見込み以上にサービス利用が増加したため、増額補正するものです。

利用増加の要因として、今年度、町内に１施設が開所するなど、利用環境の整備が進んだこと、特に通所サービスの利用が増加したことなどが挙げられます。特定財源として国・県負担金が充当されます。

続いて、障害児通所支援事業は、７９２万６，０００円の増額補正です。障害児施設給付費等において、給付費が当初の見込みを上回ったため増額するものです。

この事業は、放課後等デイサービスなどの障害児の通所支援サービスの利用増が想定より大きかったため、１２月補正で増額補正をしましたが、さらに利用の増加が見込まれるため、追加で増額補正するものです。増加要因としては、町内で利用できる施設が３施設増加するなど、サービス利用環境が向上していることから、サービスの利用増になったと考えられます。

サービスの中では、児童発達支援、これは未就学児に対する通所・相談サービスです。放課後デイサービス、こちらは小学生以上の児童に対する通所サービスですが、これらの伸びが大きくなっています。特定財源として国・県の補助金が充当されます。

１５ページです。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、子ども医療費給付事業は、２，０５７万７，０００円の増額補正です。子ども医療費の給付が増加し、当初予算に不足が生じるため増額するものです。未就学児医療部分について、特定財源として県補助金が充当されます。

続いて、子ども家庭総合支援拠点事業は、２９１万６，０００円の増額補正です。令和６年度から開設するこども家庭センターの備品を購入し、４月１日からの円滑な運用に向け準備するものです。特定財源として県補助金が充当されます。

目 保育所費、私立保育所保育運営委託事業は、５，４４０万５，０００円の増額補正です。令和５年１２月の公定価格の見直しによる人件費の引上げに伴い、委託料

を増額します。また、保育委託料を算定する際の加算項目について、今年度分を認定し、増額するものです。特定財源として国・県の負担金が充当されます。

続いて、施設型給付・地域型保育給付事業は、５５０万８，０００円の増額補正です。さきの私立保育所保育運営委託事業と同様に、公定価格の見直し等による負担金の増額です。特定財源として国・県の負担金及び県補助金が充当されます。

１６ページです。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費、道路新設改良事業は、２，３００万円の増額補正です。国の補正予算で補助金が措置されたことから、令和６年度に予定していた道路新設改良事業を前倒しして計上するものです。工事箇所は、青崎２５号線と宮の町４１号線です。特定財源として国庫補助金及び地方債が充当されます。

目 橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業は、１，３６０万円の増額補正です。国の補正予算で補助金が措置されたことから、令和６年度に予定していた橋梁の定期点検１１橋分の委託料と改修工事、山田中橋と稲荷橋分の工事費を前倒しして計上するものです。特定財源として国庫補助金及び地方債が充当されます。

１７ページです。

項 都市計画費、目 土地区画整理費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、４億４，３３０万円の増額補正です。国の補正予算で補助金が措置されたことから、令和６年度に予定していた土地区画整理事業を前倒しして計上するものです。物件移転費等補償費として、都市再生分４件、道路分４件の合計額を計上しています。特定財源として国庫補助金及び地方債が充当されます。

目 街路事業費、広島市東部地区連続立体交差事業は、３３０万４，０００円の増額補正です。広島県施行の当該事業において、仮線工事等の事業費が増加したことにより、追加負担金が必要となったため増額補正するものです。特定財源として地方債が充当されます。

続いて、県施行街路事業負担金事業は、６７９万円の増額補正です。広島県施行の街路事業、都市計画道路青崎池尻線の事業費精算に伴い、町負担金を増額補正するものです。特定財源として地方債が充当されます。

目 公共下水道費、下水道事業会計出資金事業は、３０万円の増額補正です。下水道事業会計の補正に伴い必要となった出資金を増額するものです。

次に、第2条、繰越明許費の補正について、第2表、繰越明許費補正により説明します。

ページは3ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正、追加です。

款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は950万円、戸籍事務事業は858万円、証明書等コンビニ交付事業は188万1,000円の繰越しです。いずれも戸籍及び戸籍付票等に氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修を行うものです。国の標準仕様の作成が、令和6年の1月公表と遅れたため、年度内の完了が見込めず繰越しを行うものです。3事業とも本補正予算に計上しておりますが、戸籍事務事業については、当初予算計上分も含んだ繰越額となっております。業務完了予定は令和7年3月です。

款 民生費、項 社会福祉費、住民税非課税世帯等支援給付金（追加給付分）給付事業は、700万円の繰越しです。

12月専決の補正予算（第6号）に計上した住民税非課税世帯への7万円の追加給付を行う事業ですが、年度をまたいでの支給方針が国から示され、当初は3月末としていた申請期限を5月末に延長することとして繰越しを行うものです。業務完了予定は令和6年6月です。

続いて、障害福祉サービス事業は、656万4,000円の繰越しです。障害者自立支援システムの改修において、令和6年4月以降の報酬改定、処遇改善に対応する必要がありますが、処遇改善の詳細について国からの提示がいまだないため、事業が完了できず繰越しを行います。完了予定は令和6年6月です。

款 衛生費、項 保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、463万2,000円の繰越しです。令和5年度末まで特例臨時接種として実施される新型コロナウイルスワクチンの接種について、台帳へのデータ入力、令和6年度以降の接種に係る台帳システムの改修等、年度内での完了が困難な業務があるため、繰越しを行います。業務完了予定は令和6年6月です。

款 農林業費、項 林業費、林業施設改良等事業は、1,380万円の繰越しです。林道呉娑々宇線災害防止対策工事において、平成30年災及び令和2年災で埋没した箇所を掘削中、大きな岩盤が出て掘削に時間を要したため、年度内の完了が見込めず、繰越しを行います。工事完了時期は令和6年6月です。

款 土木費、項 道路橋りょう費、道路新設改良事業は2,300万円、橋りょう長寿命化事業は1,360万円の繰越しです。いずれも国の補正予算により補助金が措置されたことから、本補正予算に計上した事業ですが、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行います。

事業の完了時期は、道路新設改良事業の青崎25号線は令和6年12月、宮の町41号線は令和7年1月、橋りょう長寿命化事業の設計業務委託料は令和6年12月、改修工事は令和7年3月の予定です。

項 都市計画費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、4億7,496万円の繰越しです。地下埋設物等の移設工事の調整に時間を要したことから、地下埋設物移設等補償費及び街区整備工事費について事業の完了が見込めず繰越しを行います。また、国の補正予算により補助金が措置されたことから、本補正予算に計上した物件移転等補償費について、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行います。事業完了時期は、いずれも令和7年3月です。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は、1億9,528万8,000円の繰越しです。県施行の連続立体交差事業において、仮線工事等の事業量を追加執行したことにより、年度内での完了が見込めず、当町の事業負担金について繰越しを行うものです。

続いて、県施行街路事業負担金事業は、737万8,000円の繰越しです。県施行の都市計画道路青崎池尻線について、一部工事が繰り越されることに伴い、当町の事業負担金について繰越しを行います。

次に、第3条、債務負担行為の補正について、第3表、債務負担行為補正により説明します。

4ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正です。追加です。

個人住民税定額減税賦課システム改修委託料は、個人住民税の定額減税として、令和6年度個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施するに当たり、住民税賦課システムの改修を行うため、債務負担行為を設定します。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は1,171万4,000円です。

次に、第4条、地方債の補正について、第4表、地方債補正により説明します。

5 ページを御覧ください。

第4表、地方債補正、変更です。

道路新設改良事業の限度額は、補正前が4,670万円、補正後が5,660万円です。

橋りょう長寿命化事業の限度額は、補正前が1,000万円、補正後が1,360万円です。

向洋駅周辺土地区画整理事業の限度額は、補正前が1億3,600万円、補正後が3億5,110万円です。

広島市東部地区連続立体交差事業の限度額は、補正前が2億1,560万円、補正後が2億1,810万円です。

県施行街路事業負担金事業の限度額は、補正前が970万円、補正後が1,520万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はありません。

補足説明は以上です、よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は11ページから17ページの歳出からページごとに行います。

まず、11ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に12ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に13ページで質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 13ページは住民基本台帳の事務事業ということで戸籍とか附票に、名前に振り仮名を振るという説明です。そして歳入のほうの説明で10分の10という話だったんですけど、この財源内訳を見る限り一般財源を197万9,000円ほど入ってるということで、この部分はどれに当たるんかいうのをちょっと説明いただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 住民課長。

○住民課長（岩井 彰君） 予算を超えている部分については、住民基本台帳のほうでシステム改修の予算がオーバーしておるものでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ということは戸籍の氏名の振り仮名をつける以外の事業も入っているという理解でいいということですかね。

○議長（梶川三樹夫君） 住民課長。

○住民課長（岩井 彰君） 住民基本台帳システムの中で住民票、印鑑証明、その他提出証明書等には振り仮名が入っておりませんので、そこについての改修でございます。
以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に14ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に15ページで質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 15ページの子ども医療費の増額補正ですが、これは医療費の対象者を拡大をしましたよね、中学生までの通院も対象にしたという、その部分での増額ということなのか、それともそれ以外の要因が多いのか、ちょっともう一度その子ども医療費の増額の要因の部分の説明をもう一度お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

このたびの補正につきましては、中学生に拡大した部分ではなくて、全体的な医療費の増額に伴うもので、増額しております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） それとその次の子ども家庭総合支援拠点事業が何か4月から開設というような説明があったと思うんですが、この子ども家庭総合支援拠点というのは、子育て支援課の中に、役場の中にもう既に設置してあるというふうな認識なんですが、何か改めてどっか場所を移動されるということですか。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君）　子育て支援課長です。

寺尾議員の御質問なんですけれども、今、子育て支援課の中に子ども家庭総合支援拠点というものがございまして、それがそのままこども家庭センターというふうになる形になります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君）　１１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君）　そういうふうに名称変更するだけということなのか、実際には備品なんか購入されるようになってるんですけど、具体的にはどのような整備を考えられているんかいうのを、もう少しこの予算を使ってどういうふうにされるのか。相談拠点が充実されるんかどうか、その辺を含めてこの予算の使い方を説明してください。

○議長（梶川三樹夫君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君）　子育て支援課長です。

こども家庭センターといいますのが、全ての妊産婦ですとか子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関として位置づけるものなんですけれども、もう今既にネウボラふちゅうもありますし、子育て支援課の中に子ども家庭総合支援拠点というものがあるんですけれども、それをますます連携させて、一体的に、こども家庭センターというふうに名のるんですけれども、場所を本来は一つのところにまとめてこども家庭センターとしたかったところなんですけど、適当な場所がないということで、それぞれがこども家庭センターとして看板を上げてこれから事業を行っていきます。

内容としましては、本庁の子育て支援課内にこども家庭センターとして名のるわけなんですけれども、机の配置っていうのがですね、今現在、狭いところに２０人くらい入っているんですけれども、さらにもう２名ぐらい人を増やすという予定がございしますので、全体的に机の配置を変えて、こども家庭センターとして整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君）　それでは次に１６ページ、質疑ございますか。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番狩野です。

橋りょう長寿命化設計業務委託料についてちょっとお聞きしたいんですけど、説明では11橋梁分を点検をして、設計業務を行うと説明があったんですけど、これは単純にその下に改修工事とかあるんですけど、単純に補修するだけではなくて長寿命化を目指した何らかの設計業務っていうのは、構造を見直すとか、何かそういうところまで含んだ設計になるのか。この長寿命化設計業務の内容をですね、もう少し詳しく説明いただければありがたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。

橋梁長寿命化事業は委託料と工事に分離していますので、今回はですね、定期点検業務を行うわけなんですけれども、詳細な設計につきましては補修設計を後の年度に行う予定で、今回の定期点検業務は設計業務委託料に計上しております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。補足して御説明します。

まず、橋梁のこの長寿命化事業というのは、府中町内にある橋梁について、昨今の災害を踏まえて耐震性がある橋梁として長寿命化を図っていく事業です。その中で、ふだん橋梁改修をしておりますので、ひび割れ、それから鉄筋等の老朽化状況を確認するためにまず点検をします。その点検をした上で、腐食、あるいはひび割れが進んでいるかどうかをランクづけします。そのランクづけをした上で、一定のランク以上になると国の支援がいただけます。この支援に基づいて長寿命化を図っていく。ですから、あくまでも先ほどおっしゃられた構造自体を見直すんじゃなくて、長寿命化を図るために、破損部分がより進まないような補修を図っていくというふうに御理解いただけたと思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に17ページで質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

8 ページから 10 ページの歳入について一括で質疑ございますか。

11 番寺尾議員。

○11 番（寺尾光司君） 保育所関係の補助率が。

○議長（梶川三樹夫君） 何ページですかね。

○11 番（寺尾光司君） 8 ページ 9 ページ、両方あるんですけど、民生費の国庫負担金の児童福祉の負担金の補助率がですね、100 分の 58.23 とか、そしてその後の県の負担金のほうも 100 分の 20.885 とか、ちょっとあまり見られない補助率が書いてあるんで、これはちょっと何か、どういう理由でこういう補助率になっているかいうのをちょっと説明をいただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

寺尾議員の御質問なんですけれども、まず保育所運営費等施設型給付費負担金の負担割合なんですけれども、3 歳以上が 2 分の 1 で、3 歳未満が 100 分の 58.23 という負担割合になっております。

次の 9 ページの保育所運営費負担金と施設型給付費負担金についてなんですけれども、こちらのほうは 3 歳以上が 4 分の 1 で、3 歳未満が 100 分の 20.885 という負担割合となっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11 番寺尾議員。

○11 番（寺尾光司君） その 3 歳以上と 3 歳未満の分かったんですけど、3 歳未満の子どもの負担率が 100 分の 20.885 というふうな、小数点以下がついているのはなぜかというところで。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

国の基準で決まっているものだと思いますので、ちょっと詳しくは分かりません。

申し訳ございません。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に３ページ、第２表、繰越明許費補正で質疑ございますか。

４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君） ４番狩野です。

向洋駅周辺土地区画整理事業での説明で、地下埋設物の撤去で時間がかかったっていうことを説明を受けたんですけど、具体的に、想像するにやはり基礎のコンクリートとかなんかそんなんを想像するんですけど、具体的にその地下の埋設物というのはどういうものであったのかっていうのをよろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

区画整理課長。

○区画整理課長（長岡広憲君） 区画整理課長です。ただいまの狩野議員の質問についてお答えします。

現在、向洋駅の南側で、都市計画道路向洋駅南口線の整備工事を行っておりますが、これに伴いまして、工事の中でガス水道を歩道に入れる必要がございます。今回の道路整備工事につきましては、もともと道路でないところを都市計画道路として道路を造るものでありまして、既存の道路とのガス水道の接続につきましては、地下埋設物管理者の現地での調査、既設と現在造っている道路との接続をどのようにすればいいかという、そういう設計とかですね、そういったものに時間を要したということであります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君） ４番狩野です。

すいません、除去じゃなしに埋設するための検討いうんか、そっちに時間かかっている。すいません。勘違いしてました。ありがとうございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

１１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） 農林業費ですけど、林業施設改良等事業が明許繰越しということですが、これについては５年度の主要施策には上げてなかったと思うんで、ちょっと事業概要をもう一度どこをどういうことをやってるんかいうのを説明をいただき

たいです。ちょっと山の部分で、場所が表現できるかですけど、ちょっとどこを、何をしてるかというのが分からないんでそれを教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

こちらの事業概要ということで林道呉娑々字線の災害防止対策工事なんですけど、30年災等の災害復旧事業、国費の対象とならなかった林道沿いの谷部に堆積した土砂撤去を行うということで、石コロヒの位置に関しまして埋設した暗渠管の復旧であるとかいうことを今回行うという事業でございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ということは林道改良いいながらも例えば幅員を広げたり、のりを切ったりとかいうんじゃないくて、そういう埋まった埋設管とか埋まった側溝を復旧するという事業で、具体的に、繰越しとするということでしょうから、どういった大きな支障があってその繰越し、どの部分がそんな繰越しになるような、大きな工事になってるかというのは。具体的な場所分かりますかね。

○議長（梶川三樹夫君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です

今回繰り越しする大きな理由としましてはですね、埋設した横断暗渠管、こちらのほうに関してですね、一部新たに導水路を確保したいというふうに考えておったところなんですけど、埋設した横断暗渠管、これを掘り返す、そういったところの中ですね、実際に掘ったところ、岩が出たといった、それで掘り返しの部分でちょっと難しくなったというところなんです。

やはり導水路の確保というところで新たに幾らか排水管を設置するという形の中での工事の延長が必要になったというところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 場所はですね、石コロヒということで、水分峡森林公園よりまださらに上に行ったところになるんですけど、T字路よりもうちょっと上のほう

に行った、昨年あずまやを直したところ、要は防火水槽があるところになります。また図面等は寺尾議員のほうに後ほど御提示できればと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） そういう災害絡みの工事が繰り越すということなんで、出水期というかまでにしっかり対応していただきたいという要望と、あと、今林道は、一般に通行は奥までできるようになっているのかどうか、ちょっとそれ確認です。それであと図面頂ければと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

通過できるかというのは、最後まで通り抜けれるかということであると思うんですけど、通り抜けは現在最後まではちょっとできないです。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） では次に4ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ次に、5ページ、第4表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分からいたします。休憩。

(休憩 午前 10 時 58 分)

(再開 午前 11 時 09 分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第 6、第 4 号議案、令和 5 年度府中町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 4 号議案 令和 6 年 3 月 8 日提出。

令和 5 年度府中町下水道事業会計補正予算（第 2 号）。

（総則）

第 1 条 令和 5 年度府中町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度府中町下水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のように定める。

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（企業債の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のように補正する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第 4 号議案、令和 5 年度府中町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、補足して説明します。

6 ページをお願いします。一番最後のページになります。

それでは、第3条、資本的収入及び支出の補正について、補正予算説明資料の予算実施計画明細書により説明します。

(1) 資本的収入及び支出です。

収入です。

款 資本的収入、項 企業債、目 企業債、公共下水道事業債は、支出・建設改良費の管路建設改良費の特定財源で、8,470万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

項 他会計出資金、目 他会計出資金、他会計出資金は、下水道事業会計の資本的支出と資本的収入の差額分を一般会計から出資するもので、30万円の増額補正です。

項 国庫補助金、目 国庫補助金、国庫補助金は、支出・建設改良費の管路建設改良費の特定財源で、社会資本整備総合交付金7,500万円の増額補正です。補助率は2分の1です。

支出です。

款 資本的支出、項 建設改良費、目 管路建設改良費、委託料は、50万円の増額補正です。茂陰1号幹線改築更新工事に係る資材価格の単価調査委託を実施するものです。特定財源として国庫補助金が充当されます。

続いて、工事請負費は、1億5,950万円の増額補正です。国の補正予算で補助金が措置されたことから、令和6年度に予定していた茂陰1号幹線改築更新工事を前倒しして計上するものです。特定財源として国庫補助金及び企業債が充当されます。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 国の補正予算で補助金がついたということで、補正予算ということなんですけど、茂陰1号幹線の更新ということで今、浜田地区を今年やってると思うんですけど、この部分の追加ということなんで、延長がどの程度今回追加になるかということと、あと令和6年度分を前倒ししたということなんですけど、令和6年度自体でもう予算というのはもうないのか、その計画からいえば、全体の計画の更新計画の前倒しができてるという状況なのか、それとも3年計画のうち、その計画どおり進んでいるかというのをちょっとその事業計画全体について教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。寺尾議員の質問にお答えします。

今回の国の補正により追加できる延長は約１２０メートルです。それで茂陰１号幹線につきましては、今後、茂陰ポンプ場まで改築更新をする予定で順調に進んでおります。計画どおりですとあと６年くらいで茂陰ポンプ場まで到達する予定です。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第７、第１１号議案、府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第１１号議案 令和６年３月８日提出。

府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する

ものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第11号議案、府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてに関し、補足して説明いたします。

第11号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律から別表第2が削除されることに伴い、関連規定を整理するものです。

別表第2には、個人番号の情報連携に際し、どのような者が、どのような事務で、どのような特定個人情報を利用可能であるかが記載されていましたが、当該内容が各省庁の省令で規定される法改正が行われたことから、関連規定を整理するものです。

3、施行期日です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律については、まだ施行されておらず、施行日が定められていないことから、当該法改正の施行の日としています。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第8、第14号議案、府中町特別職の職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の退職手当に関する条例の廃止等についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第14号議案 令和6年3月8日提出。

府中町特別職の職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の退職手当に関する条例の廃止等について。

府中町特別職の職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の退職手当に関する条例を廃止する等の条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、広島県市町総合事務組合における退職手当の支給に関する事務について、府中町が新たに共同処理を開始することに関し、共同処理する事務の変更及び規約の変更に係る関係地方公共団体との協議が調ったことから、関係条例を廃止等するものであります。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第14号議案、府中町特別職の職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の退職手当に関する条例の廃止等についてに関し、補足して説明をいたします。

第14号議案参考資料をお願いをいたします。

1、廃止等の趣旨です。

広島県市町総合事務組合における退職手当の支給に関する事務について、府中町が新たに共同処理を開始することに関し、共同処理する事務の変更及び規約の変更に係

る関係地方公共団体等の協議が調ったことから、関係条例を廃止等するものです。

1 2月定例会において、広島県市町総合事務組合における共同処理する事務の変更及び規約の変更に係り、関係地方公共団体と協議することについて議決いただいたところですが、その協議が調い、施行期日以降、府中町が広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の適用を受けるに至ったことから、関係条例を廃止等するものです。

2、廃止等の概要です。

第1条による廃止です。

(1) 府中町特別職の職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の退職手当に関する条例を廃止するものです。

第2条による改正は、府中町表彰条例の一部改正です。

(2) 死亡した者を表彰する場合における遺族の支給順位に係る規定の引用を府中町職員の給与の支給に関する規則に変更するものです。

府中町表彰条例では、被表彰者が死亡した場合、その遺族に表彰状等を交付することとしていますが、現行、遺族への交付の順位に関しては、府中町職員の退職手当に関する条例における退職手当を支給する遺族の順位を引用しているところです。

当該条例の廃止に伴い、同等の規定を定めている府中町職員の給与の支給に関する規則における給与を支給する遺族の順位の引用とするものです。

第3条による改正は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

(3) 公益的法人等へ派遣された職員の退職手当に関する規定のうち、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例と重複するものを削るものです。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例には、現行、公益的法人等へ職員を派遣等した際の退職手当に係る特例を定めていますが、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例に同等の定めがある規定について削除するものです。

3、施行期日は令和6年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第9、第15号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第15号議案 令和6年3月8日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

第15号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足して説明します。

第15号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正

するものです。

２、改正事項の概要です。

特定教育・保育施設の重要事項については、書面での掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものです。

また、磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭ等の媒体の種類を電磁的記録媒体に改め、文言を整理するものです。

３、施行期日は令和６年４月１日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

１５番益田議員。

○１５番（益田芳子君） １５番益田です。

今、御説明いただきました特定教育・保育施設の重要事項について、中身について教えていただけますでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。益田議員の御質問にお答えします。

重要事項といいますのは、重要事項証明書というものを保育園等の入り口のよく分かる場所に表示しておかなければいけないものなんですけれども、その内容としましては、事業者の名称ですとか所在地ですとか、あと事業の概要、開設年月日とか利用定員とか、園舎の敷地面積とかそういったものを詳しくもう何ページかにわたる内容で、重要事項として入り口のほうに掲示しているものです。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） １５番益田議員。

○１５番（益田芳子君） 益田です。

今御説明いただきました、特に緊急時、災害時、それから虐待防止とか、それから送迎用のバスの安全対策、そういったものも重要事項の中に入りますでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） はい、虐待のことですとか、避難訓練のことですとかそういったことも含まれております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 内閣府令に基づいて条例改正ということですが、この内閣府令というのは、この特定教育・保育施設の重要事項についてのみ、こういうネットで供覧せよということが書いてあるんですか。それともあるいはほかのいろんな分野で、あるいはこんなこともネットに供しなさいということが書いてあるんですか、教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。田中議員の御質問にお答えします。

令和5年の12月27日付で、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布ということで、この中には母体保護法ですとか、この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準ですとか、そのほか子ども・子育て支援法施行規則ということで、まとめて内閣府令が公布されております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 分かりました。一定の母体保護法関連で、そういうことしんさいということで、町のほうで条例の影響を受けるのがこれ1つということなわけですね。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第 10、第 16 号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 16 号議案 令和 6 年 3 月 8 日提出。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は建設部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。第 16 号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第 16 号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正事項の概要です。

条例では、配偶者から暴力を受け、裁判所に対して申立てを行った被害者を町営住宅の入居資格を有する者として規定をしております。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、裁判所が加害者に対して命ずる保護命令が

拡充され、条例で引用している法律の条項番号が改正されたため、条文を整理するものです。

3、施行期日は令和6年4月1日です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

裁判所の被害者の配偶者に対して命ずる保護命令の内容が拡充されたことに伴いということなんですけども、具体的に何が拡充されたのか教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（原田 司君） 建築課長です。

今までは身体に対するような規定になっておりましたけれども、この拡充された部分については、被害者への電話禁止命令の対象行為、連続して文書を送付し、またはSNS等で通信文を送信すること、羞恥心を害するような電磁的記録を送信することなど、そういう部分が追加となっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第11、第17号議案、府中町営住宅入居者選考委員会

設置条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第17号議案 令和6年3月8日提出。

府中町営住宅入居者選考委員会設置条例の制定について。

府中町営住宅入居者選考委員会設置条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、町営住宅入居者の選考に関する重要事項を調査審議するために設置する府中町営住宅入居者選考委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

補足説明は建設部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。第17号議案、府中町営住宅入居者選考委員会設置条例の制定について補足して説明します。

第17号議案参考資料を御覧ください。

1、制定の趣旨です。

府中町営住宅入居者選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

当委員会は従前、規則に基づき設置しておりましたが、今般、地方自治法上の附属機関として整理したことから、条例を制定するものでございます。

去る令和5年6月定例会において、本議案と同様の理由により、府中町老人ホーム入所判定委員会設置条例を制定いたしました。その説明の際、現存の機関の中ではかに附属機関に該当する機関があるかどうか、全庁的に調査を行う旨申し上げておりました。

調査を行った結果、附属機関として位置づけていなかったもので、附属機関に該当すると整理した機関が3件ございました。

府中町男女共同参画推進委員会、府中町予防接種健康被害調査委員会、そして本議案の府中町営住宅入居者選考委員会となります。

いずれの委員会も、本議会において条例を制定することとしております。なお、委

員会の所掌事務や組織などは従前のとおりで変更はございません。

続いて、２、制定の概要です。

（１）所掌事務です。

委員会は、町長の諮問に応じ、町営住宅入居者の選考に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申いたします。

（２）組織です。

委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、または任命します。

ア、副町長、イ、総務企画部長、ウ、公益を代表するものまたは学識経験のある者
６人です。

（３）委員の任期は２年とします。

３、施行期日は令和６年４月１日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

１ １番寺尾議員。

○１ １番（寺尾光司君） 前段で説明があったようにこれまで条例設置されていなかった附属機関に当たると思われるものを今回３件ほど条例制定に切り替えていくということで、説明としては特に内容は変更がないよというような説明だと思うんですけど、ちょっと確認なんですけど、ここの町営住宅の入居者選考委員会という名称からするとですね、何か入居者を選ぶための委員会というふうに捉えがちなんですけど、実際のところは入居者の選考に関する重要事項を審査ということで、その基準なんかを審査するということだろうというふうに思うんで、この入居者選考委員会という名称自体をですね、もう少し分かりやすいように、誤解を生まないような名称に変えるという検討はされなかったのかどうかいうのをちょっとお伺いしたいというのと、私が説明したように、入居者自体、ＡさんとＢさんを比べてＡさんのほうが入居者優先度が高いというような評価をするんじゃないよというのを確認で２点ほどお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 建築課長。

○建築課長（原田 司君） 建築課長です。

議員おっしゃるとおり、この入居者選考委員会は町営住宅への入居の基準を決めるという委員会でございます。今回については名称の変更等については、変更というよう

な方向では話はしておりません。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第12、第18号議案、府中町男女共同参画推進委員会設置条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第18号議案 令和6年3月8日提出。

府中町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について。

府中町男女共同参画推進委員会設置条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ効果的に推進するために設置する府中町男女共同参画推進委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

補足説明は町民生活部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。

第18号議案、府中町男女共同参画推進委員会設置条例の制定についてに関し、補

足して説明します。

第18号議案参考資料を御覧ください。

1、制定の趣旨です。

府中町男女共同参画推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

当委員会は、従前、要綱に基づき設置していましたが、今般、地方自治法上の附属機関として整理したことから、条例を制定するものです。なお、委員会の所掌事務や組織などは従前のとおりで変更はありません。

2、制定の概要です。

(1) 所掌事務です。

委員会の所掌事務は、ア、府中町男女共同参画プランの策定及び施策の推進に関すること、イ、その他男女共同参画社会の推進に関し、町長が必要と認める事項に関することです。

(2) 組織です。

委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱します。

ア、学識経験者。イ、府中町男女共同参画プランの関係団体から選出された者、ウ、その他町長が適当と認める者です。

(3) 委員の任期は5年とします。

3、施行期日は令和6年4月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

確認したいんですけど、現在男女共同参画プランというものの中身をちょっと見ますと、その中に府中町男女共同参画推進懇話会という組織があって、そこがプランを策定するというふうに書かれてるんですけど、その男女参画推進懇話会というのが今回条例となって、この推進委員会に変わっていくってことなんでしょうか。ちょっとそれについて教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。  
ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

狩野議員がおっしゃいましたように、懇話会が今回変更になりまして委員会という形になりますので、全く内容は同じということでございます。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 4 番狩野議員。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番狩野です。

追加でもう 1 点お聞きしたいんですけど、その中で懇話会というメンバーでは女性団体や地域、職域の関係者ということを書いてあって、ここでいう今回の条例化で、関係団体から選出された者と、メンバーがですね、あるんですけど、具体的にこの女性団体とか地域、職域の関係者というのは例えばどのような団体になってくるのかっていうのを教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

女性団体ですが、女性会、婦人会、それと関係団体ということだと、男女共同参画府中ネットという組織に加盟されておられる方、あと人権擁護委員。そのほかですと、小中学校の校長、あと一般公募の方が 2 名、そのほか大学の先生と、あとは企業の方、マツダ株式会社の方から来ていただいている方お一人、以上 10 名ということになっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第13、第19号議案、府中町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第19号議案 令和6年3月8日提出。

府中町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について。

府中町予防接種健康被害調査委員会設置条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するために設置する府中町予防接種健康被害調査委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

第１９号議案、府中町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてに関し、補足して説明します。

第19号議案参考資料をお願いします。

1、制定の趣旨です。

府中町予防接種健康被害調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

当委員会は、従前、要綱に基づき設置していましたが、今般、地方自治法上の附属機関として整理したことから、条例を制定するものです。なお、委員会の所掌事務や組織などは従前のおりで変更はありません。

2、制定の概要です。

(1) 所掌事務です。

委員会は、町長の諮問に応じ、予防接種に起因した健康被害に関する事項について

調査し、その結果を報告します。

(2) 組織です。

委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、または任命します。

ア、安芸地区医師会の代表1人、イ、広島県が推薦する医師1人、ウ、町を管轄する保健所の職員、エ、福祉保健部長です。

(3) 委員の任期は2年とします。

3、施行期日は令和6年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで昼休憩に入ります。休憩。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第14、第22号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第２２号議案 令和６年３月８日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

第２２号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、補足して説明します。

第２２号議案、参考資料を御覧ください。

１、改正の趣旨です。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

当該基準等につきましては、介護報酬に係る改定と併せて、国の社会保障審議会の審議を踏まえ、３年に一度の改正を行っております。令和６年度における介護報酬改定が行われることに併せ、このたび当該関係省令が改正されたことから、介護保険法の規定に基づいたサービス基準に準じる本町の条例改正を行います。

なお、今般の条例の一部改正は、関連する条例が４本ありますが、これを１つの条例として改正するものです。

２、改正事項の概要です。

改正内容が多岐にわたるため、本町に関連する部分を抜粋して説明します。

改正のポイントは２点あります。

１点目は、介護サービスの提供体制の強化や質の向上、職場環境の改善を図る観点から、介護サービス事業者が講じなければならない措置等に係る規定を追加すること。

2点目は、業務の効率化や経営の安定性、感染防止を図る等の観点から、地域密着型サービスの人員・設備・運営の基準の見直しを行うことです。

初めに、第1条による改正について、（1）介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

ア、介護サービス提供体制の強化や質の向上、職場環境の改善を図る観点から、事業者が講じなければならない措置等に係る規定を追加します。

全サービス共通の改正として、全ての事業者に対して、重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイト上に掲載することを義務づけます。

（イ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけます。

次にあります（ウ）夜間対応型訪問看護、（エ）地域密着型通所介護、（オ）療養型通所介護、（カ）認知症対応型通所介護についても、（イ）と同じく、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけます。

続きまして、（キ）小規模多機能型居宅介護については、介護現場での生産性の向上の取組を推進する観点から、a、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務づけ、b、身体的拘束等の適正化の措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務づけます。

aの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけに関連するサービスは、（ク）認知症対応型共同生活介護と、（ケ）地域密着型特定施設入居者生活介護と、次のページにあります（コ）地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護があります。

（コ）地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は、このほかa、緊急時における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上、対応方法の見直しを行うことを義務づけることと併せて、c、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととします。

（サ）看護小規模多機能型居宅介護は、（キ）小規模多機能型居宅介護と同じよう

に、a、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務づけ、b、身体的拘束等の適正化の措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務づけます。

次に、イ、人材の有効活用を図る等の観点からの地域密着型サービスの人員基準の見直しについてです。

既存の地域資源や人材の有効活用を図る観点から、利用者の処遇や事業所の管理上支障がない場合の他職種との兼務を認める緩和となります。

（ア）サービス共通の改正として、管理者の兼務範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないことを明確化します。

各事業所においては、その職務に従事する常勤の管理者を専従で置かなければならないとされていますが、事業所の管理上支障がない場合には、当該事業所の他の職務または他のエリアの事業所・施設等の職務に従事できることとされたものです。

続いて、各サービスの規定に関し、（イ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、訪問介護員（ホームヘルパー）の兼務範囲について、同一施設内とせず、同一敷地内にある訪問介護事業所もしくは夜間対応型訪問看護事業所を可能とします。

なお、（ウ）小規模多機能型居宅介護及び（カ）看護小規模多機能型居宅介護において、他事業所の職務を兼務することについて、当該事業所のサービス類型を限定しないこととします。

また、（エ）地域密着型特定施設入所者生活介護は、生産性向上に先進的に取り組んでいる特定施設に係る人員配置基準を特例的に認めます。

（オ）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、従前は病院に帰属する介護支援専門員のサテライト型居住施設の兼務が認められていましたが、この改正により、サテライト型居住施設の介護支援専門員の専属配置が義務づけられました。

次に、ウ、業務の効率化や経営の安定性、感染症対策等の観点から、地域密着型サービスの設備及び運営基準等の見直しを行います。

初めに、（ア）認知症対応型共同生活介護及び、次のページにあります、（イ）地域密着型特定施設入居者生活介護では、a、協力医療機関との連携体制の構築に努めること、b、新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携を行うよう努めることとされました。

次に、（ウ）地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護では、協力医療機関との

連携体制の構築及び入院を要する場合には、入院を原則として受け入れる体制を確保することとともに、新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携を行うよう努めることが義務づけられました。

また、（エ）多機能型居宅介護では、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での通い、泊まりにおける看護サービスが含まれることが明確化されました。

続いて、第2条による改正です。

（2）介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正です。

改正事項につきましては、先ほど第1条で説明しました全サービス共通の改正のほか、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護における改正内容と同様です。

続いて、第3条による改正です。

（3）介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正です。

改正事項につきましては、同じく第1条で説明しました全サービス共通（ウェブサイトでの情報閲覧）と同様のほか、エ、指定居宅介護サービス事業者等との連携によるモニタリングについては、6か月に1回のテレビ電話等の使用が可能となりました。

また、指定居宅介護サービス事業所が行う介護予防支援の円滑な実施を目的として、人員基準の規定が追記されます。

a、事業所ごとに介護支援専門員1人以上の配置を義務づけるもので、b、介護支援専門員は常勤で配置すること、かつ5年以上の実務経験を有し、所定の研修等を修了している主任介護支援専門員の配置を必須とするものです。

次のページを御覧ください。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることを可能とするものです。

あわせて、（イ）介護予防サービス計画の実施状況等、町への情報提供を行わせること、及び（ウ）その他指定介護予防支援を行うに当たって、所定の規定の整備を行うものです。

最後に、第4条による改正です。

(4) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

改正事項、アからウにつきましては、第1条で説明を行いました全サービス共通の改正内容と同様です。

そのほか、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進により、ケアマネジメントの質の向上の観点から、エ、利用者のモニタリング時に2か月に1回のテレビ電話等利用を可能とし、オ、公正中立性確保のための取組の見直しを行います。

加えて、カ、現在のケアマネジャーの人員基準、39の倍数ごとに常勤ケアマネ1人配置から、44の倍数ごとに1人配置するなど、人員基準が緩和されます。

また、公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、事務職員を配置する場合は、さらに49の倍数ごとに1人追加することとします。

3、施行期日は令和6年4月1日です。

4、経過措置です。

第1号、この条例で新たに設ける基準のうち、表にあります、ウェブサイトにおける重要事項の掲示及び身体拘束等の適正化に係る委員会設置・指針の整備・研修の実施基準につきましては、令和7年3月31日までの努力義務とします。

また、次のページの表にあります利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置及び協力医療機関との連携の確保に係る基準につきましては、令和9年3月31日までの努力義務とします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 中身はちょっと細かくて分かりにくいんですけども、結構身体拘束のところは厳しくなる一方で、人員についてはかなり緩やかになって、経営者のほうとしてはルールは厳しくなるけども、それに伴う人はそんなに厳しゅう設置しなくてもええよというように受け止められるわけですけども、そうすると、この改定に

よって、やっぱり実効性というかね、本当にそういう虐待その他のところを防げるのかどうかは、ちょっと何か僕にとっては素人目には何か厳しく、施設に厳しいんじゃないかないう見方もちょっと受け取れます。

それで、1つこういった施設へのあるいは指導とか立入りとかですね、そういう行政の指導のところも併せて問題になってくるんじゃないかという気がするわけですけども、その辺は条例の改正、こういう緩和と規制ですか、に合わせたチェック体制のほうですね、国から何か指導なりあるいはこの条例改正に合わせてですね、指導というんですか、何か支援というんですか、そういうようなものがあるのかないのか、それちょっと教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

令和6年度のこのたびの介護報酬改定に当たりまして、人口構造であるとか、社会経済状況の変化を踏まえつつ、介護保険が目指す地域包括ケアシステム、これを構築していくこととして、今般の法令、それから省令改正となっております。地域密着型サービスということに関わって、本町のこのたびの条例改正につきましては、高齢者が住み慣れた地域でサービスを継続していくためのものとなりますので、先ほどの御質問にありました指導であるとか監査であるとか、これは当町が指定をしております地域密着型サービス事業所に対しての、もちろん介護保険法に基づく審査指導権というのがございます。県が指定します事業所につきましては当然県のほうで、その指定等を行っておりますのでそこが管轄ということになります。

高齢者虐待につきましては、これは高齢者の方の人権を守るというところが、かなり深く議論をされている中での明文化をしていくというところが今回の改正ということになっております。

事業者としましては町内に指定しました地域密着型サービス17施設ございますので、本町としましてはこちらを管轄をしていくということになっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 仕組みは大体分かりました。そういう中で17施設へのチェック体制、この条例改正によって何か必要人員なりあるいは業務の負荷なりですね、変

化が見通せるのでしょうか。しっかりやっていただけるとは思うんですけど。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。

すみません、17施設と申し上げましたが、17施設は県の指定のほうでございました。町の指定のほうは25施設ございます。このたび、この条例改正によりまして、介護報酬に関わるもの、これの改定に関わるものと、人材確保とか処遇改善とか介護人材を守っていく部分ということの基準を緩和するという形になっております。引き続き本町のほうでは、ここを適正に運用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第15、第23号議案、府中町火入れに関する条例及び府中町印鑑条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第23号議案 令和6年3月8日提出。

府中町火入れに関する条例及び府中町印鑑条例の一部改正について。

府中町火入れに関する条例及び府中町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、性の多様性に配慮し、申請書等における性別の記載方法を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は町民生活部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。

第２３号議案、府中町火入れに関する条例及び府中町印鑑条例の一部改正についてに関し、補足して説明します。

第２３号議案参考資料を御覧ください。

１、改正の趣旨です。

性の多様性に配慮し、申請書等における性別の記載方法を見直すため、条例の一部を改正するものです。

当町では、令和４年３月に府中町第４次男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の形成に取り組んでいるところです。

当該プランにおいて、性の多様性の尊重への理解の促進を重点施策の一つと掲げており、この取組の一環として本件条例改正を行うものです。

次に、２、改正事項の概要です。

火入許可申請書及び印鑑登録事務について、性別記載事項を削除するものです。

３、施行期日は公布の日です。ただし、印鑑登録事務については、システム改修を行う必要があるため、令和９年９月１日から施行します。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

２番宮本議員。

○２番（宮本 彰君） ２番宮本です。

府中町内で火入れに関する事項というのはどういったものがあるのか。私はとんどうくらいしか思いつかんですけれども、ほかに何かあれば教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

府中町でというよりもですね、森林法に基づきまして森林と、あと森林に近接して

いる大体１キロメートルの範囲内にある原野であるとか山岳、荒廃地、その他の土地の立竹木とかですね、雑草とか堆積物の部分を面的に焼却する行為、これが火入れという形になるんですが、火入れが許可できる要件、場合というのが、造林のための地ごしらえ、それから開墾の準備、害虫の駆除、あと焼き畑という行為になるんですが、府中町の場合はですね、比較的コンパクトな町で、市街地も隣接しておるという中で、なかなかこういったケースっていうのは想定もされませんし、ここ数年といいますか、ちょっと事例も見たんですが、こういった許可をしたというようなこともございませんので、森林法に基づくあくまでも火入れということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに質問ございますか。

１０番西議員。

○１０番（西 友幸君） 火入れと、男性・女性の関係というのは何で一緒に入ってるんでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

こちらが先ほど部長の答弁にもございましたように、男女共同参画の関係の中でこの火入れ条例の様式の中に、火入れの従事者で男子何名、女子何名ということで、男子 人、女子 人、計 人という防火体制に関する従事者の欄がございました。こちらに関しまして、特段従事者に関して、男子・女子こういったものを区別等をする必要もないということで、何人で従事をするのかというようなことで、こちらの欄は今回削除するというので条例改正をしております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ここで暫時休憩します。

（休憩 午後１時３０分）

（再開 午後１時３２分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開いたします。

西議員、先ほどの質疑を取消しをしていただきたいと思いますと思うんですけどいいですか。

○１０番（西 友幸君） 一歩でも前進するのであれば、それで構いませんので、先ほ

どの質問を取消しさせていただきます。

○議長（梶川三樹夫君） 取消しということで、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

今回の条例改正は、特に男性・女性分ける必要がないという意味で、今回もう分けてるのを削除するということです。趣旨は理解するんですが、実務的に教えていただきたいのが、印鑑登録の関係ですが、これはどこの市町も印鑑証明書の中には男女が多分記載されているんだろう、これまではされていたんだろうと思うんで、それが総務省のほうからの通知か何かで消してもいいよというような話になったんだろうと思うんですけど、広島県内の状況が今どうなっているのかいうのを分かれば教えていただきたいのと、それと、実際男女別で登録はされてますよね。そのデータ自体は持っておるのか。それとももう全部削除してしまうのか。それと、さっきシステムの話がありましたけれど、今後、印鑑証明を取る場合は、今まで男女で登録してあったけど、印鑑証明をもらう場合は、もうそういう男女の性別がないものを、今もう登録してある人もそれが出てくるという理解でいいのかどうかいうのをちょっと説明をお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（岩井 彰君） 住民課長です。今、寺尾議員の御質問にお答えします。

県内の状況ですが、令和5年度時点で広島市を含む12市町が印鑑証明に関しては男女の性別欄を設けておりません。

それと2番目のデータの削除については、これ印鑑登録事務に関しては住民基本台帳のシステムを利用しておりますので、データ上は男女の別が残っております。

最後に、証明書及び申請書等の男女の記載欄は全て削除するようになっております。以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 例えば、わし財産管財人いうて家庭裁判所の委託を受けて、誰も相続者がいないのかどうかとかいうことを何回かやったんですが、これなくなる

とね、本当ね、どこへ送っていいんか、男性か女性かが分からんような状況で何かかなり不都合なことが生じるように感じるんですが、裁判所でね、そこらあたりしようがないんか分かんんですが、それをもっと調べるいうたら大変なことじゃろう思うんじゃがね、ということをおっしゃりたいです。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、議案に関する質疑をお願いしたいと思います。お願いします。

ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） さっきの住民課長の答弁でちょっともう一回確認ですけども、今後申請書は全て男女の記載条項削除するとおっしゃったんで、全てというのは今回はこれ条例に引っかかる申請書だからということですが、条例の定めのない申請書やほかも全部、ちょっと僕想定つかんのですけども、いろんな男女記入する申請書がかなりあって、それを併せて削除することなんですか。どの程度そんなものがあるんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

今回この全体的な調査を行いましたのは、令和5年1月の時点で調査を行っておりまして、国・県の様式が135件、町の様式が169件と、合計304件、そういった件数がございました。

すぐ削除可能なものについて39件を削除を行いまして、その後265件となっておりますが、実際問題削除が不可能なものが、そのうち226件ございます。削除可能なものが39件、今回その39件のうちの削除可能なものの条例に関するものについて今回提案させていただきましたので、そのほか全て削除可能なものについては、今回の条例改正も含めて39件残っておるというふうに御理解していただければ思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第16、第25号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第25号議案 令和6年3月8日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める財産を取得するためでございます。

補足説明は教育部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

第25号議案、財産の取得についてに関し、補足して説明します。

第25号議案参考資料を御覧ください。

このたびの議案は、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の動産の買入に該当することから、議会の議決を得るものです。

取得する財産は、令和6年度から使用する小学校の教科書が改訂されるに当たり、教師用指導書及び指導用教材について、町内小学校5校分を一括して購入するもので

ございます。

それでは、財産取得契約の概要により説明いたします。

1、契約の概要です。

財産の表示。小学校教師用指導書及び指導用教材一式。

契約の方法。随意契約でございます。

このたび、当町が購入する教師用指導書及び指導用教材について取り扱える業者は、契約の相手方である広島県教科用図書販売株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するものとして、随意契約を締結するものです。

見積開封年月日。令和6年2月9日。

予算額。2,666万1,000円のうち、購入金額1,772万8,810円。

仮契約日。令和6年2月13日。

納入期限。令和6年3月29日です。

契約の相手方。広島市西区東観音町15番12号、広島県教科用図書販売株式会社広島支店でございます。

続いて、2、取得財産の明細について、表に沿って説明します。

まず科目について、国語、書写、社会、地図、算数、理科というように13科目あります。

続いて、種類ですが、教師用指導書と指導用教材があります。

教師用指導書とは、各教科書に即した内容であり、教師が指導計画の立案や教材研究などに使用し、教科書と一体的に日々の授業において使用するものでございます。

さらに、地図と音楽以外の教師用指導書には、図や写真の拡大、動画や音声読み上げ機能などが備わった指導者用のデジタル教科書も含まれています。

次に、指導用教材とは、例えば音楽においては歌唱用・観賞用のCD、英語においてはアルファベットの書き方マグネットシートで、授業において、児童の関心や理解を高めるために使用します。

対象学年は、全学年が学ぶ科目と、特定の学年で学ぶ科目などがありますので、それぞれの学習に合わせた構成となっております。

取得する財産は、これら教師用指導書及び指導用教材を全て足し合わせますと、全

13科目合計で1,117点、1,772万8,810円となります。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） この会社が1社しかないということを今お聞きしたんですが、ないのであればもう、毎年ずっとここで買われるようになると思うんですね。だけえ、わざわざこれに毎年上げられる必要もないと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

今回議案で出させていただくのが提案理由でもございますけど、地方自治法に基づいて700万円以上の動産の買入れというものにつきましては、この自治法とですね、条例に基づいて議決が要りますので上程させていただいておるということで理解してください。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

教材の買入れの件数なんですけども、小学校ということで5校あるんで、例えば地図だったら5点っていうのは各学校に1つずつということになるんだろうと思うんですけども、この5で割り切れない件数がある、これはどういったことなんでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

購入数の点数の購入点数の違いということでございますけれども、教師用指導書の購入に当たりましては、教師が指導計画の立案や教材研究に使う指導書っていうのは、各学年で1点であるとか、教科書と一体的に日々の授業においても使用する指導書っていうのは各学級で1点を基準として購入しておりますので、その点で購入数っていうのが変わってきております。学年に応じたり、その教科に応じたりということで、指導書の種類も違うためということになります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 宮本です。

各教員に 1 冊ずつか 1 点ずつってということなんですかね。

○議長（梶川三樹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

指導書っていうのは学級で教師の先生が手に持って指導するというものなので、担任に 1 冊っていうのがあります。ただ指導書の、教材研究で使う指導書っていうのはもう学年で 1 冊で事前に研究をしたり下調べをしたりっていうもので使うもので、学年で 1 冊とかいうことでちょっと変わっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 2 番宮本です。

これは毎年新しく購入されるものになるんですかね。

○議長（梶川三樹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

これは 4 年に一度購入をすることになります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番狩野です。

これ小学校なんですけど、中学校は結局 7 0 0 万円に達してなくて、議会の議決が必要ないんでここに出てないのか、単純に中学校は今回こういう買う行為っていうのがないのか。その辺についてよろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

中学校につきましては、来年度が教科書の改訂、選定をする年になっておりまして、来年度協議会にかけて教育委員会会議で諮って決定するものでして、来年度の予算で計上するようになっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第17、第26号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第26号議案 令和6年3月8日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、府中南交流センター（児童センター）及び府中北交流センター（児童センター）の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

第26号議案、指定管理者の指定について補足して説明します。

公の施設の名称は、府中南交流センター（児童センター）及び府中北交流センター（児童センター）です。

児童センターは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るとともに、子育て支援の推進を目的とした施設です。

両児童センターは、乳幼児の親子、小学生のみならず、中高校生の利用も多く、中高校生の居場所としても大いに利用されており、両センター合わせて昨年度は年間7万8,000人が利用されております。

指定管理者として指定する相手は、社会福祉法人府中町社会福祉協議会です。

指定管理者の指定に当たっては、府中町公の施設に係る指定管理者の指定に関する要綱第10条の規定により、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業の効果が期待できると思慮するときは、公募によらず、当町が出資している法人または公共的団体を指定管理者として選定できることとなっております。

社会福祉法人府中町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定による法人であり、府中町行政区域内における地域福祉の推進を図ることを目的として、事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を行っており、その各事業について適正な実績を残しております。

また、児童センターの指定管理者としても、南交流センターの児童センターは平成26年度から、北交流センターの児童センターは平成29年度から、継続して適正に管理運営を行っております。

以上のことから、府中町社会福祉協議会は、住民と地域に定着し、住民からの厚い信頼関係も形成されており、町との連携等の迅速な対応もできる組織体制、管理体制も確立されており、地域福祉における児童福祉事業についても、事業効果が十分期待できることから、府中町社会福祉協議会を選定しました。

3、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日となります。

なお、予算につきましては、12月議会において、債務負担行為補正により、児童センター管理運営委託料として議決をいただいております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6 番田中議員。

○6番（田中伸武君） すいません、指定管理料ですけれども債務負担行為で12月に出
しとるということですが、申し訳ない、もう一回ここで金額を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

田中議員の御質問ですが、令和6年度から10年度までの5年間の債務負担行為の
額ですけれども、2億2,930万6,739円となっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） それは南と北、内訳どのぐらいですか。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

債務負担行為のこちらすみません、今、北と南のそれぞれの額について手元に持つ
ておりませんが、今までの令和元年度から5年度につきましては、ちょっと北のほう
が割合として大きくなっておりますので、別々の金額を今、すみません、申し上げら
れないんですけれども、今回の6年度から10年度についても、南より北のほうが多
い金額となっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 分かりました。議会としては信用して、これ議決するしかない
んですけれども、中身がある程度分かってですね、どういう業務を発注、委託して社協
の経営実績はどうだというのが、ある程度資料があったほうがですね、我々も責任を持
ってよっしゃ、太鼓判を押すとかですね、いうことができると思うので、今後ともそ
ういう資料をですね、指定管理の、我々がここで議決する場合の判断材料としてです
ね、何せ不勉強で知らん人間が多い、皆さんはそうでもないか、私はそうなんです
ね、そういう資料をそろえていただきたいと思います。要望です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） ちょっと私も勉強不足なんで教えていただきたいんですが、今
令和6年から令和11年、5年間ですかね、指定管理ということで今の物価とか人件
費とかがどんどん上がってる状況で、何年後っていうのは、ちょっとね、運営費がど

のぐらいになるか想像がつかない部分もあるんですが、一番いけないのが費用がかかり過ぎてですね、運営が不可能になるっていうのが一番怖いんですけど、そういった場合はやっぱり見直しとかっていうのは、指定期間の中でも可能になってるんでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

山口議員の御質問なんですけれども、指定管理料っていうのはほとんど人件費には当たってはいるところなんですけど、この範囲内で事業を進めていただくということで、御理解いただけてます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 部長です。

このたびの１２月に補正させていただいたものは運営に係るものの料金をさせていただいてるんですが、５年間の中でももちろん人件費等上がってきたら修正いたしますし、実際かからなければ返せるということは、５年間の計画の中にまた１年ごと年度更新の協定もいたしますので、それは随時話し合いながらさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第18、第27号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第27号議案 令和6年3月8日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

府中町長 佐藤信治

意見を求める方は、住所が府中町八幡三丁目11番1―614号、お名前が小濱樹子氏でございます。

提案理由でございますが、人権擁護委員1名の任期が令和6年6月30日をもって満了となるため、人権擁護委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものであります。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣が行うものでありますが、その候補者については、市町村長が議会の意見を聞いて、推薦しなければならないされておまして、本議会において提案するものでございます。

小濱氏は61歳の方で、平成元年3月に大学を御卒業後、平成3年4月に裁判所判事補に任官され、平成8年3月に退官されておられます。その他、平成23年12月から令和元年12月まで府中町教育委員として広く教育行政の発展のために御尽力いただきました。

人権擁護委員としましては、平成21年4月1日に委嘱を受けられ、現在5期目ですが、これまでの経験を基に豊富な知識を生かして御活躍いただき、人権擁護委員の職務を十分に全うされているところであります。

今回6月30日に任期を満了となる方は実はこの小濱氏でございまして、引き続き人権擁護委員として推薦をするものでございます。

新たな任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案者を適任とすることに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第19、第28号議案、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第28号議案 令和6年3月8日提出。

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について。

府中町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 佐藤信治

同意をお願いする方は、住所が広島県広島市東区牛田早稲田一丁目19番20号、お名前が片山祐輔氏でございます。

提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会の委員に、定員は3名でございますが、欠員が生じたため、固定資産評価審査委員会委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会は、委員1名が昨年お亡くなりになられまして、現在1名の欠員となっているところでございます。

新たに選任いたします片山氏は、不動産鑑定士として御活躍されておられる50歳の方で、不動産の学識にたけ、固定資産評価の経験も豊富な上、広島県不動産鑑定士協会の理事も務めておられます。

任期につきましては、前任委員の任期満了後となる令和6年3月22日から令和9年3月21日までの3年間となります。

提案理由は以上でございますが、補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案も人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第20、第29号議案、教育長任命の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第29号議案 令和6年3月8日提出。

教育長任命の同意について。

府中町教育長に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 佐藤信治

同意をお願いする方は、住所が広島県広島市東区戸坂くるめ木一丁目22番11号、お名前が新田憲章氏でございます。

提案理由でございますが、教育長の任期が、令和6年3月31日をもって満了となるため、教育長を任命することについて同意を求めるものであります。

現教育長ではございますが、新田氏について改めて御紹介をいたします。

新田氏は現在68歳で、昭和53年4月に広島県教育委員会に教員として採用され、府中町立府中南小学校に配属された後、平成3年4月から平成6年3月までは、社会教育主事として本町教育委員会で勤務いただきました。

その後は、広島県立生涯学習センター所長などを経て、呉市立両城小学校長に就任され、平成27年3月に定年退職されておられます。

令和3年4月からは、本町教育長に御就任いただき、これまでの豊富な経験と見識

を本町教育行政に注力いただいているところであります。

就任後、学校教育の分野では、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティスクールと地域学校協働活動を前進させるとともに、学校給食費の公会計化のほか、中学校部活動の地域移行にも取り組んでいただいております。

また、社会教育の分野では、府中公民館、歴史民俗資料館のリニューアル・オープンを取り仕切るとともに、現在、史跡下岡田官衙遺跡の保存・活用へ向け、取り組んでいただいております。本町教育行政が抱える課題に対し、適切に対応し、成果を上げていただいております。これらのことから、引き続き新田氏が適任と考え、提案させていただく次第でございます。

任期につきましては、令和6年4月1日から3年間となります。

提案理由は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案につきましても、人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

それでは、早速ではございますが、教育長に御挨拶をいただきたいと思います。

登壇願います。教育長。

○教育長（新田憲章君） 教育長です。

教育長任命について、議員の皆様から御同意をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

府中町を、ひとがきらめき、まちが輝く、町民が誇りに思い、自慢できるまちにするためには、教育の果たす役割は重要であります。

そのためには、児童生徒をはじめ、町民の方々から、府中町で学んでよかった、府中町で学ばせてよかったと認めていただける学校教育、社会教育を実践していく必要があります。

3年前教育長に任命いただいたときは、新型コロナウイルス感染症が蔓延するさな

かでございました。様々な活動に制限がなされ、充実した教育活動が実施できない時期でございました。そのような苦しい状況を乗り越え、より充実した教育活動が学校教育、社会教育において展開できるようになってまいりました。従前の形に戻すだけではなく、この機会をプラス思考に捉え、もっともっとすばらしい教育環境が実現できるよう取り組んでいきたいと考えております。

議員の皆様はもとより、関係機関、団体の方々、町民の皆様の御理解、御協力、御支援をいただきながら、府中町の教育がますます充実発展するよう、全力を挙げて取り組んでまいります。今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） ありがとうございます。教育長におかれましては、4月からも引き続き町長と連携しながら、府中町教育行政に当たっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は3月11日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。散会。

(散会 午後 2時12分)